



TPP11と日EUEPAの動向と今後の見通し

——批准・発効の可能性と日本農業への影響——

取締役基礎研究部長 清水徹朗

はじめに

米国の離脱によって漂流しかけたTPPであったが、日本政府の懸命の働きかけもあって、米国を除いた11か国で再交渉が行われ、TPP11は昨年（2017年）11月に大筋合意に至った。

また、13年に交渉が開始された日EUEPAは、昨年7月に「大枠合意」となり、その後、残された項目についての交渉を行い、12月に合意した。

FTAの推進を成長戦略の重要な柱と考えている安倍政権は、この二つのFTAの早期発効を目指しているが、本稿では、TPP11と日EUEPAの合意内容を確認するとともに、日本農業への影響や今後の見通し、課題について解説する。

1 TPP11の動向

当総研では、これまでTPPについて、交渉参加を巡る国内論議が起きた当初から日本農業への影響を中心^(注1)に論じてきたが、TPPは交渉開始（10年4月）から5年半、日本の交渉参加（13年3月）から2年半を経た15年10月に大筋合意に至った。その後、16

年2月に12か国による署名が行われ、日本は同年12月に国会で批准した。

しかし、16年12月に反TPPを掲げるトランプ氏が大統領に当選したため、米国はトランプ大統領就任直後の17年1月にTPPからの離脱を表明した。TPPは参加国のGDPの85%以上の批准が発効の条件になっていたため、GDPの60%を占める米国の離脱でTPPの発効は不可能になった。

米国の離脱を受けて、米国以外の11か国で再交渉が進められた。ニュージーランドやカナダで政権交代が起きてTPPに対する方針の変更がみられ、また米国への輸出や米国からの投資拡大に期待していたベトナムやマレーシアが米国抜きのTPPに消極姿勢を示したため、TPP11の行方は不透明な状況にあったが、日本政府が合意に向けて積極的に動きかけを行い、TPP11は17年11月^(注2)に大筋合意に至った。

合意された新協定（TPP11）は7条からなるシンプルなものであり、TPP11は基本的には既に合意したTPP協定を前提とする（第1条）、一部の条項については適用を停止（凍結）する（第2条）。第3条は発効条件であり、参加国のうち6か国の批准で発効することを定めている。また、第4条、第5条で脱退、加入について規定し、第6

条は「協定の見直し」、第7条は「正文」に関する規定である。

TPP11の交渉で最大の焦点になったのは、米国の離脱に伴って既に合意したTPP協定のうちどの部分を停止(suspend)するかであり、80項目ほどがその候補として検討されたが、このうち停止することに合意したのは20項目であった。その内訳は、ISDS(投資)関連規定、政府調達、著作権の保護期間、特許対象事項など米国が主張して盛り込まれた事項が多い。その一方で、市場アクセスに関する合意事項はそのまま維持された。

ただし、大枠合意の時点では、①国有企業章留保表(ブミプトラや国営石油会社への優遇措置:マレーシアが要求)、②サービス・投資章留保表(外国企業に対する投資・サービス業規制:ブルネイが要求)、③労働章に関する紛争処理(労働ルール違反に対する他国からの制裁措置:ベトナムが要求)、④文化例外(自国文化を守るための外国企業等への規制:カナダが要求)の4項目が合意に至らず、これらについては署名までに解決することになった。

(注1) 石田信隆「TPPと戦略的経済連携」(2010.12), 『TPPに関するQ&A』(2011.2), ジェーン・ケルシー編著『異常な契約』(2011.6, 翻訳), 清水徹朗「国際経済体制の再構築と日本の対応—TPPを超えて」(2011.9)等。

(注2) 新協定の名称をCPTPP(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership:包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定)とすると発表されたが、本稿では「TPP11」と表現する。

2 日EUEPAの動向

EUは、1958年にEECとして発足して以降、加盟国の拡大と統合の深化を進めてきたが、周辺諸国ともFTAを推進し、特に東欧革命(1989年)以降、将来的なEU加盟を視野に置いて中東欧諸国とのFTAを次々と締結した。^(注3)

EUが周辺国以外の国とFTAを締結するのは、NAFTAに対抗してメキシコと締結したFTA(97年署名、2000年発効)が最初であり、その後、南アフリカ、チリとFTAを締結した。さらにEUは、WTO交渉の停滞とFTAを進める世界の動向に対応して06年にFTAを積極的に推進する方針(「Global Europe: Competing in the world」)を打ち出し、韓国(07年)、ASEAN(07年)、インド(07年)、カナダ(09年)、シンガポール(10年)、マレーシア(10年)、ベトナム(12年)と、アジアを中心に多くの国とFTA交渉を開始した。さらに、米国との間でも、13年にTTIP(Transatlantic Trade and Investment Partnership:大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定)^(注4)の交渉を開始した。

こうしたEUのFTA推進方針を受け、日本経団連は07年6月に日EUEPAの共同研究開始を求める提言を発表し、同年11月より共同研究が開始され、08年7月に報告書がとりまとめられた。そして、11年5月の日EU定期首脳会議で日EUEPAの交渉開始に向けた準備を進めることに合意し、その後、1年にわたる交渉範囲に関する協議(「ス

コーピング」)を経て、13年4月に日EU EPA交渉が開始された。日本がEUとのEPAを急いだのは、韓国とEUのFTAが11年7月に暫定発効し(全体発効は15年12月)、EU市場において自動車、家電などで韓国企業と競合する日本企業の競争上の不利を解消^(注5)することが大きな理由であった。

折しも、日本は12年12月に誕生した第二次安倍政権のもと、13年3月にTPP交渉への参加を表明し、13年5月にはRCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership: 東アジア地域包括的経済連携)の交渉も開始された。こうしてWTO交渉が停滞するなかで世界中がFTA網でつながるかのような状況になった。

交渉は4年間にわたり計18回行われ、17年7月に「大枠合意」となったが、「大枠」としたのは未解決な問題が残っていたからであり、その後も交渉が続けられ、同年12月に、対立していた投資条項を外すことで「合意」に至った。

(注3) EUの貿易制度と貿易政策については、拙稿「EUの農業政策と貿易政策」(『農林金融』07年6月)を参照いただきたい。

(注4) ただし、実際に合意し発効に至ったアジアの国は韓国のみであり、カナダとのFTAは13年に合意し17年9月に暫定発効したが、米国とのFTA(TTIP)は投資条項(ISDS)や衛生植物検疫措置(SPS)、地理的表示等で対立し交渉は決裂した。

(注5) EUの工業品に対する関税率は、乗用車10%、二輪車6~8%、カラーテレビ14%、鉄鋼2~7%等であり、韓国からの輸出品の関税は撤廃された。

3 農産物に関する合意内容と日本農業への影響

(1) TPP11の合意内容とその影響

TPP11において、市場アクセスは停止分野とされず、米国が離脱しても日本の農産物に関する合意内容はそのまま維持された。日本と米国との間で交わされたサイドレターは効力を失ったものの、TPP11が発効すれば関税削減・撤廃、割当枠設定、セーフガードはTPPの合意のとおり実施される。

TPPでは、重要品目のうち米、麦、砂糖、乳製品については国家貿易を維持し関税撤廃を免れたが、一部について関税を削減・撤廃し低関税・無税の輸入枠を設けた。また、牛肉、豚肉は関税の削減・撤廃を行い、他のほとんどの品目について加工品を含め関税撤廃を約束した。

政府は国内対策を実施するためTPPの影響は限定的だとしているが、TPPはこれまでのFTAを上回る関税削減・撤廃を行うため、実際に発効すれば日本農業に大きな影響があると考えられる。ただし、TPP11の影響は、米国からの輸入が多い牛肉、豚肉、乳製品、オレンジ等の影響額が小さくなるため、米国を含んだTPPより小さい。

TPPの合意内容とその影響については、既に本誌の16年1月号「TPPの日本農業への影響と今後の見通し」で解説しているため、本稿では詳細な解説は省略する。

(2) 日EUEPAの合意内容とその影響

日EUEPAにおける農産物の合意内容はTPPとほとんど同じである。すなわち重要品目については国家貿易等の国境措置を維持したが、一部について関税撤廃や低関税・無税の輸入枠を設けた。また、その他の品目については大部分の関税撤廃に合意した。ただし、米はEUの関心品目ではないため除外し、その一方でチーズ、マカロニ・スパゲティ、ワインなどEUの関心品目（対日輸出を伸ばしたい品目）について日本はTPP以上に譲歩した（第1表）。

日本農業への影響が予想される主要品目の合意内容とその影響は、以下のとおりである。

a 乳製品

日本の牛乳消費量は、飲用乳が減少傾向にあるなかでチーズ等の乳製品が伸びており、全体としてはほぼ横ばいで推移している。国内生産量が735万トン、輸入量が455万トン（生乳換算）であり、牛乳の自給率は62%^(注6)である。

乳製品の輸入量のうちチーズが約7割を

第1表 日EUEPAの農林水産物合意内容(主要品目)

	対EU輸入額 (EU/世界)	国境措置	合意内容	TPPとの関係
小麦	36億円(3%)	カレントアクセスの枠内無税(574万トン)+マークアップ、枠外55円/kg	EUに無税枠(発効時200トン、7年目270トン)を新設、枠外維持	同水準だがTPPの方が無税枠が大きい
マカロニ・スパゲティ	100億円(54%)	30円/kg	11年目に撤廃	9年目12円/kgのTPP以上の譲歩
麦芽	154億円(48%)	現行の国を指定しない関税枠内(495千トン)は無税、枠外は21.3円/kg	EUに無税枠(186千トン)を新設、枠外維持	無税枠(当初189千トン、11年目201千トン)を新設、同水準
牛肉	6億円(0.2%)	38.5円/kg, セーフガード	16年目に9%, セーフガード	同水準だがEUの輸入量は少ない
豚肉	1,648億円(36%)	差額関税制度、従量税482円/kg, 従価税4.3%	差額関税は維持、10年目に従量税は50円/kgに削減、従価税は撤廃、セーフガード	同水準
チーズ	356億円(34%)	29.8%(モッツアレラ・カマンベール等) 29.8%(チェダーチーズ・ゴダチーズ)	EUに無税枠(3.1万トン)を新設、枠外維持 16年目に撤廃	ソフト系をTPPより譲歩
チョコレート	150億円(53%)	10%	11年目に撤廃	無税枠(18千トン)設定のTPPより譲歩
ワイン	1,186億円(73%)	15%または125円/ℓの低い方(容器入)	発効時に撤廃	8年目撤廃のTPPより譲歩
トマト加工品	155億円(60%)	関税枠内無税・枠外16%(トマトピューレ)、17~29.8%(トマトケチャップ)	6年目に撤廃(トマトピューレ)、6~11年目に撤廃(トマトケチャップ)	同水準だが、輸入量が多く影響大
SPF製材	854億円(51%)	4.8%	8年目に撤廃	セーフガード・期間でTPPより譲歩
構造用集成材	324億円(90%)	3.9%		TPPでは即時撤廃
カツオ・マグロ類	268億円(14%)	3.5%	大西洋クロマグロ(生鮮)は6年目に撤廃、冷凍は即時撤廃	同水準

資料 農林水産省、財務省資料等をもとに作成

占めており、そのほか日本はバター、脱脂粉乳、ホエイ、乳糖などを輸入している。乳製品の輸入量のうちEUが占める割合は26.3%であるが、チーズに限ればEUの割合は33.5%である。EUの乳製品輸出に占める日本の割合（2.6%）は決して高くないが、ロシアへの輸出が禁輸措置によって急減したため、EUは東アジアへの輸出拡大に期待している。

日EUEPAでは、バター、脱脂粉乳については国家貿易を維持したが、EUに対して1.5万トン（TPPは7.0万トン）の低関税の民間貿易枠を設定した。また、ホエイの関税は、11年目までに7割削減することに合意したが、これはTPPの約束水準（21年で関税撤廃）より削減率は低いものの削減スピードは速い。

最も影響が大きいと考えられるのはチーズ（現行関税率：ナチュラルチーズ29.8%、プロセスチーズ40%）であり、ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）はTPPと同様に16年目に関税を撤廃し、ソフト系チーズ（カマンベール、プロセスチーズ等）はEUの無税枠（16年目3.1万トン）を設ける。

国産牛乳を使用したチーズの国内生産量が供給量全体に占める割合は2割程度であるが、関税撤廃によりチーズの輸入増加と価格低下が見込まれ、乳価が低下する可能性があり、同様のことはホエイについても指摘できる。

（注6）本稿のデータは、特に断らない限り16年の農林水産省統計と財務省貿易統計による。

b 豚肉

日本の豚肉の総供給量は257万トンであり、うち国産が128万トン、輸入が129万トンで自給率は50%である。豚肉の輸入量は04年まで増加を続けたが、その後は120万トン程度で推移している。輸入量全体に占めるEUの割合は35.8%であり、主な輸入先はデンマーク、スペイン、ドイツで、近年スペインからの輸入が増加している。EUから輸入している豚肉は、輸送距離が長いことため冷凍品であり、主として加工用に用いられている。

ハム・ベーコンの輸入量は9千トンで輸入比率は4%であり、主な輸入先はイタリア、タイ、米国である。また、ソーセージの輸入量は42千トンで輸入比率は10%であり、主な輸入先は中国、米国、タイである。

豚肉の合意内容はTPPと全く同じであり、差額関税制度は残したものの、従量税の部分を482円/kgから50円/kgに大幅に引下げ、従価税（現行4.3%）は10年で撤廃する。また、ハム・ソーセージ（現行8.5%）や豚肉調整品（現行10～20%）の関税を6～11年で撤廃する。そのため、日EUEPAが発効すると輸入豚肉や加工品の価格が低下し、国内の豚肉価格が低下するであろう。

c 牛肉

日本の牛肉総供給量は121万トンであり、うち国産牛肉が46万トン、輸入牛肉が75万トンで（枝肉ベース）、牛肉の自給率は38%である。BSE発生により牛肉の消費量は一時減少したが、その後回復してきている。

輸入量（部分肉ベース526千トン）のうち豪州（278千トン）と米国（208千トン）で92%を占め、EUからの輸入はわずか0.6千トン（0.1%）にすぎない。

EUの牛肉生産量は788万トンで日本の17倍であるが、消費量も多いため域外輸出は少なく、輸出量よりも輸入量のほうが多い。日本に牛肉を輸出している主な国はポーランド（206トン）、アイスランド（137トン）フランス（109トン）、オランダ（107トン）であり、BSE発生によって輸入を禁止している国もある。

牛肉の合意内容はTPPと同じであり、現行関税率38.5%を発効時に27.5%に引下げ、16年目に9%に削減する。また牛肉調製品（現行10～20%）については6～11年目に関税を撤廃する。そのためEUからの牛肉輸入が増加する可能性があるが、EUからの輸入量はわずかであるため日本の牛肉生産への影響は軽微であろう。

d マカロニ・スパゲティ

マカロニ・スパゲティは国内生産量が134千トン、輸入量が145千トンであり、総供給量の約5割を輸入に依存している（日本パスタ協会、16年）。総供給量は近年ほぼ横ばいであるが、国内生産が減少傾向にあるなかで輸入量が増大している。

ただし、「国内生産」といっても、その原料小麦はほとんどがカナダから輸入したデュラム小麦である。日本でも小麦を79万トン生産しており（自給率12%）、マカロニ・スパゲティには適さない品種が多いが、近

年国産小麦（きたほなみ、ルルロツソ、ゆめちから）を使ったマカロニ・スパゲティもわずかではあるが製造されている。

輸入量全体のうちEUからの輸入（72千トン）が50%を占め、そのうち大部分（68千トン）がイタリアからの輸入である。次いで、トルコ（49千トン）、米国（20千トン）が多く、近年トルコからの輸入が増加し、EUからの輸入は減少傾向にある。

TPPと同様に日EUEPAでも小麦の国家貿易を維持したが、小麦粉加工品については一部関税撤廃または無税枠を設定し、マカロニ・スパゲティ（現行30円/kg）は6～11年で関税を撤廃する。TPPでの合意は60%の関税削減であり、日EUEPAではEU側の要求を受けてTPP以上に譲歩した。関税撤廃によりEUからの輸入量が増大するとともに輸入価格が低下し、国内の小麦価格が低下する可能性がある。

e トマト加工品

日本のトマト生産量は743千トンであり、このうちの加工向け（トマトジュース、トマトケチャップ等）は32千トンで全体の4%程度である。加工用トマトの主要生産地は茨城県、長野県であり、国産トマトを原料にしたトマトジュース、トマトケチャップは差別化商品として販売されているが、近年、加工用トマトの生産量は減少傾向にある。

トマト加工品の国内生産量は312千トン、輸入量は230千トンであるが、「国内生産」といっても国産トマトを使っているのは1割のみであり、9割は輸入原料を使っている。

トマトピューレ・ペースト・調製品の輸入量のうちEUが62%（143千トン）を占めており（イタリアが最大）、近年、中国からの輸入が減少するなかでEUからの輸入が増大している。トマトケチャップの輸入量は7千トンであり、主に米国（4.1千トン）、EU（2.4千トン）から輸入しているが、供給量全体に占める輸入の割合は13%程度である。

合意内容はTPPと同じであり、6～11年で関税（トマトケチャップ21.3%、トマトピューレ枠外16%、トマトジュース21.3%、29.8%）を撤廃する。日本はEUから多くのトマト加工品を輸入しているが、関税撤廃により輸入量が増大して輸入価格が低下し、国内の加工用トマトに影響が出る可能性がある。

f 菓子・チョコレート

日本の菓子の生産額は2兆4,773億円、小売額は3兆3,609億円であり、このうちチョコレートが最大で生産額3,820億円、小売額5,269億円である（全日本菓子協会推計、16年）。菓子の生産額は近年横ばいで推移しているが、チョコレートの生産額は過去10年間で18.5%増加している。

菓子の輸入額は536億円であり、生産額の2.2%である。輸入している菓子のうちチョコレートが最大（219億円）で41%を占めており、チョコレートの主な輸入先はベルギー、米国、フランス、イタリアである。菓子の輸入額は増加しており、特にチョコレートの輸入は大きく増加している。一方、日本は菓子を276億円（うちチョコレート90億円）輸出している。

菓子・チョコレートの関税（現行チョコレート10%、キャンディ25%、ビスケット13～20.4%）は11年目に撤廃する。関税撤廃によりEUからチョコレート、ビスケット等の輸入量が増大し価格低下が見込まれ、日本の菓子市場に影響を与え、また日本の砂糖の需給にも影響が出るであろう。

g ワイン

日本のワイン出荷量は365千キロリットルであり、このうち輸入品が253千キロリットルで7割を占め、国産が3割（112千キロリットル）である（キリン（株）ワイン参考資料、16年）。ただし、国産といってもその7割は輸入した濃縮果汁を原料にしており、国産ブドウを原料としたワインは供給量全体の1割程度である。

酒類全体の消費量が減少傾向にあるなかでワインの消費量は増加しており（10年で55%増加）、国内生産量、輸入量とも増加している。

輸入量全体のうちEU（フランス、イタリア、スペイン等）が51.4%を占めているが、EUからの輸入量は減少しており、その一方でチリからの輸入量が増大している。EU内のワイン消費量は減少しており、そのなかで中国への輸出が急増している。EUのワイン輸出全体に占める日本の割合は小さいが、EUの日本市場に対する期待は高い。

ワインの関税（容器入り15%または125円/リットル、バルクワイン45円/リットル）は、EUの要求を受け即時撤廃に合意した。EUはワインの大輸出地域であるが、他の産地

の発展によって世界のワイン市場に占めるEUのシェアは低下している。関税撤廃によりEU産ワインの輸入価格が低下し、輸入量が増加することが見込まれる。

h 地理的表示

EUでは早くから地理的表示の制度化に取り組んでおり、92年には「地理的表示及び原産地呼称に関する理事会規則」が制定された。また、ウルグアイラウンドにおけるTRIPS協定（94年）により地理的表示は国際的にも知的財産権として認められることになったが、この協定では実際の運用は各国に任されているため、EUは日EUEPA交渉においてEUの地理的表示の効力を日本にも及ぶよう要求した。日本でも14年に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」を制定して地理的表示制度が設けられ、これに基づいてこれまで39品目（夕張メロン、大分カボス、市田柿、特産松坂牛等）が指定された。

日EUEPAでは、相互に保護品目のリストを公示し、一定の手続きを経て保護を決定することに合意した。日本は39品目、EUは210品目の保護を求めており、日EUEPAが発効するとシャンパン、パルミジャーノ・レッジャーノなどの呼称が制限される。その一方で、日本の農産物・加工食品のブランド価値が保護され、輸出等において差別化が可能になるという利点も考えられる。

i EU側の関税

一方、EU側は、農林水産物について大

部分の関税の即時撤廃に合意した。日本からの輸出拡大が期待できる緑茶（現行3.2%）、牛肉（12.8%+1,414~3,041ユーロ/kg）、日本酒（0.077ユーロ/リットル）、しょうゆ（7.7%）、ホタテガイ（8%）などの関税は発効時に撤廃される。

EUにおいても日本食はブームになっており、関税撤廃により日本からEUへの農水産物輸出が増大することが期待されるが、緑茶の残留農薬基準、食肉処理施設の基準などの非関税障壁があり、また日本からEUまでの輸送コストが高いため、EUへの輸出増加には限度があろう。

(3) 政府の影響試算とその問題点

a TPP11の影響

政府（農林水産省）は、日本がTPP交渉に参加した13年に、TPPによって関税が撤廃されると、小麦、砂糖などは壊滅的な打撃を受け、日本農業の生産額は2兆6,600億円減少するとの試算を発表した。そのためTPP交渉参加に際し、「重要品目を除外または再協議の対象とする」との国会決議が行われ、TPPでは重要品目の国境措置がある程度維持される合意内容になった。

TPP合意を受け、政府は15年10月に合意結果に基づいた影響試算を発表し、一定程度の国境措置が確保され国内対策もとられるためTPPによって生産量は減少しないが、関税率削減・撤廃に伴う価格低下によって国内農業生産額は878~1,516億円減少するとの試算を発表した。これは日本農業の総産出額の1~2%に当たり、13年に発表し

た影響試算を大きく下回っている。

さらに、TPP11の合意を受けて、政府は17年12月に米国を除いた新たな影響試算を発表し、TPP11による日本農業の生産額の減少は616～1,103億円であるとした。これは米国を含んだTPPの影響額の約7割の水準である（第2表）。

なお、TPP11によって林産物の生産額は212億円、水産物の生産額は77～154億円減少すると試算している。

b 日EUEPAの影響

日EUEPAの合意を受け、政府は日EUEPAによる影響試算もTPP11の試算と同時に発表した。それによると、TPPと同様に対策をとるため生産量の減少はなく、価格低下によって農業生産額は397～686億円減少としている。これはTPP11の6割程度の影響額である。このうち乳製品（△134～203億円）、豚肉（△118～236億円）、牛肉（△

94～188億円）が大きく、この3品目で影響額全体の9割を占めている。

なお、林産物は186～371億円、水産物は43～86億円減少すると試算している。

c 試算の前提

影響試算の対象品目は、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目（TPPとTPP11は19品目、日EUEPAは米を除いた18品目）であり、それ以外の農産物は試算の対象になっていない。また、生産コスト低減、品質向上、経営安定対策等の国内対策を行うため、両協定とも、発効しても国内の生産量は減少しないとしている。一方、関税削減・撤廃に伴う価格低下については、「輸入品と競合する部分」と「競合しない部分」の2つに分け、「競合する部分」は関税削減相当分の価格が低下し、「競合しない部分」は競合する部分の価格低下率の2分の1の割合で価格が低下するとして影響額を

第2表 TPP, 日EUEPAによる農産物への影響(政府影響試算)

	13年試算		TPP(15年)		TPP11(17年)		日EUEPA(17年)	
	生産量 減少率(%)	生産額 減少(億円)	生産量 減少率(%)	生産額 減少(億円)	生産量 減少率(%)	生産額 減少(億円)	生産量 減少率(%)	生産額 減少(億円)
米	△32	△10,100	0	0	0	0	0	0
小麦	△99	△770	0	△62	0	△29～65	0	0
大麦	△79	△230	0	△4	0	△4	0	0
砂糖原料作物	△100	△1,500	0	△52	0	△48	0	△33
でんぷん原料	△100	△220	0	△12	0	0	0	△9
牛乳・乳製品	△45	△2,900	0	△198～291	0	△199～314	0	△134～203
牛肉	△68	△3,600	0	△311～625	0	△200～399	0	△94～188
豚肉	△70	△4,600	0	△169～332	0	△124～248	0	△118～236
鶏肉	△20	△990	0	△19～36	0	0	0	0
鶏卵	△17	△110	0	△26～53	0	0	0	△4～8
加工用トマト	△100	△270	0	△1	0	0	0	△1
かんきつ類	△8	△60	0	△21～42	0	△8～17	0	△1～3
りんご	△8	△40	0	△3～6	0	△4～8	0	△3～5
その他	…	△1,210	0	0	0	0	0	0
計	—	△26,600	—	△878～1,516	—	△616～1,103	—	△397～686

資料 政府発表資料をもとに作成

試算している。

d 政府試算の問題点

政府試算は影響額を小さく示そうという意図が働いており、以下のような問題点がある。

(a) 生産量の減少を無視

関税が削減・撤廃されれば国産品に対して輸入品の競争力が増すため輸入量が増え、^(注7)国内需要が増えない限り、当然その分国内生産量は減少する。政府試算における「生産量維持」というのは、政策目標、努力目標を掲げたにすぎない。

(注7) EUは、日EUEPAによってEUから日本に対して農産物・食品の輸出額が38億ユーロ増加すると試算している（「Cumulative economic impact of future trade agreements on EU agriculture」）。

(b) 全品目をカバーしていない

試算の対象としているのは、TPPでは19品目、日EUEPAは18品目であり、対象になっていない品目がある。例えば、野菜の関税が撤廃されると野菜の輸入や価格に影響するが、野菜（加工用トマト以外）の関税率は3%程度で10%を下回るため、影響試算から除かれている。

(c) 品質差を根拠に影響を過小評価

みかん、りんご、鶏卵、和牛などについて品質差があるため影響が軽微であると見込んでいるが、たとえ品質差があったとしても影響があると考えるのが妥当であろう。

(d) 加工品の影響を軽視・無視

小麦粉調製品、加糖調製品など加工品への影響がほとんど考慮されていない。

こうした点を踏まえると、TPP11や日

EUEPAの日本農業への影響は、実際には政府試算よりかなり大きいと考えられる。

4 今後の見通しと課題

(1) 批准・発効の可能性

a TPP11

既に指摘したように、「大筋合意」を発表した時点でも4項目が未決着であったが、その後、日本が仲介役になって調整・交渉を行った結果、マレーシアとブルネイが要求した2項目については凍結項目に加えることに合意した。また、ベトナムが要求した紛争処理（労働章）についてはメキシコが凍結に反対し、カナダの文化例外も他の国の賛同を得られていなかったが、この2項目については付属文書（サイドレター）に書き込み凍結はしないことで決着した。

その結果、停止項目は22項目となり、TPP11の合意に一時消極姿勢を示していたカナダも含めて11か国による署名式が3月にチリで開かれることになった。今後の焦点は、各国の批准がいつ行われるかに移り、日本としては今年の通常国会での批准を目指している。

b 日EUEPA

最後まで難航していた投資条項（ISDS）を除外したため合意に至ったが、署名までには協定文を作成する必要がある、その作業にもう少し時間がかかる見込みである。

署名のあと、日本の国会と欧州議会が批准すれば「暫定発効」となり関税削減・撤

廃が始まるが、暫定発効まで2年程度はかかるとみられており、政府は19年中の発効（暫定発効）を目指している。また、正式発効までにはEU各国の議会の批准が必要であり、さらに時間がかかる見込みである。

この間、EUではイギリスのEU離脱(Brexit)に関する交渉が進行しており、日EUEPAの正式発効までのスケジュールにはまだ流動的要素が残っている。

(2) 今後の課題

a 米国のTPP復帰と日米FTAの可能性

トランプ政権下で米国がTPPに復帰する可能性はほとんどなく、今年行われる中間選挙と2年後の次期大統領選挙の結果によって今後の米国の対応が決まってくるであろう。また、米国はNAFTAと米韓FTAの再交渉を進めており、その動向を注視していく必要がある。

一方、TPP11や日EUEPAが発効すれば、米国は日本に対して日米FTAの締結を迫ってくる可能性が高いが、日本は日米FTAの要求に簡単に応じるべきではなく、米国の強引な交渉手法に巻き込まれないよう注意が必要である。

b RCEPと東アジアの経済連携

TPP11、日EUEPAが発効すると、RCEPの交渉も前進することになるだろう。ただし、RCEPには中国やインドが含まれているため、TPPや日EUEPAのような高いレベルでの合意は困難である。経済活動のグローバル化が進んだ今日、国際間の制度調整、

ルール形成は必要であるが、経済の発展段階が異なる国を含んだRCEPにおいて、日本は自国や企業の要求のみを一方的に主張すべきでなく、相手国の実情を理解しながら中長期的な観点から交渉を進めるべきである。

FTA論議が盛んになった当初、一部に「東アジア共同体」の構想が提起されたが、その中核的存在になりうる中国は、現在「一帯一路」を掲げ「ユーラシア」という視点から中央アジア、ロシア、欧州との関係強化を進めている。しかし、東アジア、北東アジアの政治的安定と経済連携はこの地域の経済発展にとって非常に重要であり、日本は中国、韓国、北朝鮮、ロシアとその認識を共有する必要がある。

c 国際経済体制の再構築

世界がFTAにまい進している状況は国際経済体制の本来あるべき姿ではなく、WTOが頓挫しているなかでの過渡的なものと考えられるであろう。現在は主要国の主導権争いの状況を呈しているが、望ましい国際ルールのあり方を構想したうえでルール形成、制度調整を進めるべきであり、そこに研究者が果たすべき役割がある。

世界における米国の影響力は低下しつつあるが、今後も米国が世界の秩序形成において主導権を取ろうとする姿勢は変わらないだろう。米国はこれまで世界各地で巨大な軍事力を背景に高圧的な行動をとってきたが、日本は米国に対して理性的な判断と国際経済秩序における責任、民族・制度の

多様性の理解を求めていく必要がある。

一方、今後の世界秩序の形成において圧倒的に重要なのは中国であり、中国が国際経済秩序の構築に理性的に対応していくことが期待される。日本としては、これまでの米国追随の外交姿勢を改めるとともに、中国との関係を再構築する必要がある。

d 日本の食料・農業のあり方

GATTウルグアイラウンドやWTO交渉において、日本は農業の多面的機能、食料安全保障を前面に掲げ、農業政策のあり方に関する提案も行ってきた。しかし、TPPや日EUEPAでは、こうした論議が行われないままに農業競争力強化のみが打ち出されている。

また、国民や国会議員に対してTPPや日EUEPAに関する情報提供が不十分な状況が続いており、専門家による検証と国民の理解深化が乏しいままにこれらの協定を批准すべきではない。^(注8) 今後、TPP11と日EUEPAの批准に関する国会審議が行われることになろうが、両協定の内実と問題点に関して十分な検討が行われる必要があり、その過程で今後の日本の食料・農業や農業政策のあり方に関する論議が深まることを期待したい。

(注8) EUは16年に詳細な分析レポート「Trade Sustainability Impact Assessment of the

Free Trade Agreement between the European Union and Japan」(全314頁)を作成・公表している。

<参考文献>

- ・清水徹朗 (2002) 「自由貿易協定と農林水産業—アジア地域の経済連携のあり方を考える—」『農林金融』12月号
- ・清水徹朗 (2007) 「EUの農業政策と貿易政策—国際経済秩序の変化とEU—」『農林金融』6月号
- ・石田信隆 (2010) 「TPPと戦略的経済連携—「開国」幻想と決別し整合性ある貿易政策へ—」『農林金融』12月号
- ・ジェーン・ケルシー編著 (2011) 『異常な契約—TPPの仮面を剥ぐ—』(環太平洋経済問題研究会・農林中金総合研究所訳) 農山漁村文化協会
- ・農林中金総合研究所 (2011) 『TPP (環太平洋連携協定) に関するQ&A』
- ・清水徹朗 (2011) 「国際経済体制の再構築と日本の対応—TPPを超えて—」『農林金融』9月号
- ・清水徹朗ほか (2012) 「貿易自由化と日本農業の重要品目」『農林金融』12月号
- ・清水徹朗 (2014) 「国際農業交渉の動向—WTO, FTA, TPP」谷口信和ほか編『日本農業年報60 世界の農政と日本—グローバル化の動揺と穀物の国際価格高騰を受けて—』農林統計協会
- ・清水徹朗 (2016) 「TPPの日本農業への影響と今後の見通し」『農林金融』1月号
- ・菅原淳一 (2017) 「大筋合意に至ったTPP11—包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定—」みずほ総合研究所 (みずほインサイト)
- ・平澤明彦 (2018) 「政府のTPP影響試算の変遷」谷口信和・服部信司編『日本農業年報63 米離脱後TPP11と官邸主導型「農政改革」』農林統計協会
- ・EU (2016) 「Cumulative economic impact of future trade agreements on EU agriculture」
- ・EU (2016) 「Trade Sustainability Impact Assessment of the Free Trade Agreement between the European Union and Japan」

(しみず てつろう)